

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

アカガレイ日本海系群

2. 意見表明の申出者

|         |     |
|---------|-----|
| 氏名      | 京都府 |
| 所属又は職業等 |     |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

京都府では漁獲のほとんどが底曳網漁業者であり、底曳網漁業者は、小型魚保護を目的とした目合の拡大や、禁漁期・禁漁区域の設定等の資源保護の取組を実施している。このような取組から数量管理へと変更することより生じる漁業者のメリット（アカガレイのほか、他のカレイ類やズワイガニを含めた底曳網漁業全体を考慮した漁獲量や漁獲金額等の増加量）やコスト（放流作業負担や漁獲積み上がりによる操業中止の確立等）を示していただきたい。

また、京都府の底曳網漁業は小規模であり、数年の漁獲抑制が漁業経営に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、補助金等の支援他、関係者協議に基づく漁獲枠の融通等、資源管理の導入にあたって十分な配慮が必要。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

(意見なし)

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価について、アカガレイと同じ底魚であるヒラメやソウハチ等は日本海を複数の系群に分けて資源評価されているが、アカガレイは1つの系群として評価されている等、参照したデータ項目、考慮した条件、仮定条件等の根拠を示していただき、丁寧な説明を求める。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源管理手法検討部会で具体化された課題や、漁業者の取り組みを踏まえ、体長制限や禁漁期間の設定等と数量管理を組み合わせる等、様々なシナリオを検討する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・アカガレイの漁獲の大半を占める底曳網漁業は、複数魚種を同時に漁獲する漁法である。特定魚種にTACが設定された場合、再放流など漁労作業量が増加し漁労環境の悪化が危惧される。後継者の確保において、漁労環境の改善は

大きな課題であり、TAC導入の検討と平行して、簡易な放流技術等の開発を進める必要がある。

・京都府の底曳網漁業において、漁獲金額の7～8割を占めるズワイガニは最重要魚種である。ズワイガニ漁期にアカガレイの混獲は避けられず、アカガレイのTAC遵守のために操業を中止した場合、漁業経営に大きな影響を及ぼす。アカガレイの管理期間をズワイガニ漁期に揃える等、ズワイガニの資源管理にも配慮した資源管理手法の検討が必要と考える。

・京都府の沖底・小底は漁場や漁船が同規模であり、地域ごとに申し合わせて操業が行われている。既に数量管理が導入されている魚種では、許可区分に応じた管理区分が設定されているが、漁業実態を考慮し、沖底と小底とをまとめて知事管理区分とする管理手法も検討いただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

底びき網漁業において、従来から取り組まれてきた小型魚の保護、禁漁期の設定等が資源に与える効果を評価することが必要。漁業者の取り組みと評価結果を踏まえ、MSYを検討することが漁業者の負担が大きくなりすぎない資源管理につながると考えられる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

日本海側各府県の底曳網漁業者（漁業者団体含む。）

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

※（１）と同じ

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

当該系群を漁獲する全漁業者

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

同系群の外国船による漁獲実態はあるのか。有れば、漁獲量や漁獲場所等の情報を水産庁は把握しているか。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

アカガレイ日本海系群

2. 意見表明の申出者

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 氏 名     | 岡田 政行                |
| 所属又は職業等 | 一般社団法人 京都府機船底曳網漁業連合会 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本資源は、本会会員にとって最重要魚種であるズワイガニと漁獲時期、操業する漁場が重複する魚種であるとともに、漁獲量及び漁獲金額において上位を占める重要魚種であり、漁獲状況が漁業経営に与える影響は大きなものがある。本資源がTAC対象魚種となり、漁獲量に制限が設定された場合、漁獲量の減少による漁獲金額の減少はもとより、混獲となるズワイガニ漁に与える影響は計り知れないものがあり、混獲回避を可能とする技術や漁具の開発がない現状を鑑みると大きな不安を覚えるところであり、現場の漁業者の意見をしっかり取り入れ、漁業操業、漁業経営への影響が最小限となる制度の設計を求める。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

京都府では、合併により府内一漁協（JF京都）となっており、水産物が入荷される地方卸売市場の開設者がJF京都であることに加え、府内で生産される本資源のすべてが同市場に入荷されていることから、漁業者からの漁獲報告の検認及びその収集体制は確立されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果と漁業者の実感には乖離があることに加え、資源評価においても本資源は親魚量、漁獲の強さともに適切であるとの結果であり、TAC対象魚種として設定することに対し疑問を呈す。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現行の資源管理計画を適切に履行することで、資源は十分に維持、回復できるものと考えており、令和5年度に移行する資源管理協定で定める措置の内容をしっかりと検討する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上述のとおり、ズワイガニとの混獲の際の選別技術が確立しておらず、数量の把握や放流を求められる際の対応に難があり、技術開発とともに選別、放流

を可能とする漁具の開発が求められる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

数量管理と同様に、体長制限に即した漁獲を可能とする漁具の開発がなければ、操業中に選別、放流を行うことは非現実的である。

その他の措置は、現行の資源管理計画に準じた内容を設定することで、目標の達成は可能であると考えられる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

本資源を漁獲する府県の沖合底曳網、小型底曳網の両漁業を操業する漁業者より、漁業者が現場で感じている資源量に対する感触や、資源管理の取り組みにより及ぼされる影響等について、予め聞き取る必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

特になし。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

本資源は、沖合底曳網、小型底曳網の両漁業で漁獲される魚種であり、区分を超え一体的に管理できる手法とすることが望ましい。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理措置の履行に際し、漁業操業・経営の負担が増大することのないよう、十分な時間、期間をもって検討されたい。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

アカガレイ日本海系群

2. 意見表明の申出者

|         |          |
|---------|----------|
| 氏 名     | 鳥取県漁業調整課 |
| 所属又は職業等 |          |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

鳥取県ではアカガレイは沖合底曳き網漁業で漁獲されるが、同漁業は特定の魚種を選択的に漁獲できる漁業ではなく、漁獲管理が困難と考えられます。  
また、一部の魚種が原因で、操業停止に陥るような資源管理手法は、漁業者に過度な負担を強いる恐れがあるため、十分に配慮して議論をしていただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集可能ですが、数字が確定するのに 2 ヶ月程度要することがある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

2022 年 12 月 23 日付け水産庁資料のスライド⑥において、漁獲管理規則案だと平均漁獲量がほぼ倍増していますが、本当に実現可能な数字なのか疑問です。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理を導入・実施する上では、これまでの資源回復計画を踏まえて、数量管理を導入する事については、単に「TAC 制に多くの魚種を移行するから」という理由だけでなく、しっかりと必要性和根拠を漁業者に示すべきと考えます。  
また、アカガレイは本県の沖底の最重要魚種のズワイガニと生息水深が重なる魚種（＝混獲魚種）となるため、数量管理によりズワイガニ等の他魚種の漁獲に影響が与えることは大きな問題となる可能性があるため慎重な判断が必要と思われます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

保護区の設定（周年）4 か所、全長 20cm 未満の小型魚を再放流、水深帯規制  
230～300m：9/1～11/5 期間操業抑制努力

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県内の沖合底びき網に携わる漁業者、田後漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合、水産加工業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

単に「TAC 制に多くの魚種を移行するから」という理由だけでなく、しっかりと必要性和根拠を漁業者に示すべきと考えます。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）